

# ★「舞鶴市公立学校等施設整備計画（平成28～30年度）」を改正しました

## 「舞鶴市公立学校等施設整備計画」について


公立学校等の施設整備事業は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）を活用して実施しています。

この交付金は、学校施設の耐震化や老朽化した施設整備を促進するため創設されたもので、交付金を受けるためには、施設整備計画を作成し、公表することが義務付けられています。

舞鶴市では、平成27年度から29年度までの施設整備計画を作成し、その内容を公表していましたが、国の施設整備基本計画の改正に伴い、平成28年度から30年度までの計画を改正しましたので公表します。

なお、現在本市では、学校施設の耐震診断（2次診断を含む）については、平成20年4月にすべて完了しており、その結果、耐震性がない棟についても全棟耐震補強工事等を実施し、耐震化率100%を達成しています。今後は大規模改造（教育環境の改善と建物の耐久性保持）について計画的に取り組むこととし、その都度、施設整備計画を見直していきます。

- ◆ **計画名称** 舞鶴市公立学校等施設整備計画
- ◆ **計画作成主体** 舞鶴市教育委員会
- ◆ **計画期間** 平成28年度 ～ 平成30年度
- ◆ **学校等の整備状況（保有数）**

			
小学校	18校	中学校	7校
幼稚園	1園		
学校給食施設		スポーツ施設	
単独校調理場	18箇所	学校水泳プール	18箇所
共同調理場	0箇所	学校武道場	4箇所

## ◆ 公立の義務教育諸学校等施設の整備目標・事業

1. 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備
  - ・経年劣化により老朽化した施設について大規模改造を行う。
2. 地震、津波等の災害に備えるための整備
  - ・防災機能強化として、非構造部材の耐震化対策を行う。
3. 防犯対策など安全性の確保を図る整備
4. 教育環境の質的な向上を図る整備
  - ・衛生的で快適な教育環境を整備するため、トイレの環境整備を行う。

事業名 (事業番号)		計画期間内の該当事業数		
		小学校	中学校	幼稚園
防災機能強化(2)	4	2	2	—
大規模改造	老朽改修(1)	—	1	—
	質的向上(4)	2	1	—

